

令和2年度山形県外国人留学生修学継続支援金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により経済的に困窮するなど苦しい状況にある外国人留学生が修学を継続できるよう、本県に設置されている大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。）及び専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に在籍する外国人留学生に対して、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で支援金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において「外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1に規定する「留学」の在留資格を有する者をいう。

（受給資格）

第3条 奨学金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 外国人留学生であって、山形県内に在住する者であること。
- (2) 申請時点で次のいずれかに該当する者であること。ただし、研究生、聴講生、科目等履修生、交換留学生及び短期留学生を除く。
 - ア 大学等に正規生として在籍する者
 - イ 大学等が外国人留学生のために設置している留学生別科に在籍する者
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 令和3年3月まで引き続き在学を予定している者
 - イ 令和2年度中に卒業（修了）見込みであり、卒業（修了）の月まで在学を予定している者
- (4) 学業・人物ともに優れ、学習意欲が豊富で、かつ、学業を継続する上で経済的援助を必要とし、支援金を受給することで学習の効果の向上等が一層図れるとして大学等の長が推薦する者であること。

（交付金額、交付人数）

第4条 支援金の交付金額は、5万円とする。

2 支援金の交付人数は、予算の範囲内とする。

（推薦依頼人数の決定）

第5条 知事は、大学等の外国人留学生の在籍者数（令和2年4月調査実施）をもとに大学等ごとの推薦依頼人数を決定し、大学等の長に通知するものとする。

（支援金の交付申請及び推薦）

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を在籍

する大学等の長に提出するものとする。

- (1) 交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 在留資格が確認できるもの（顔写真付き）の写し
- (3) 口座振替申出書（様式第 2 号）及び通帳の写し

- 2 大学等の長は、前項の規定による申請があった場合、第 3 条に基づき、学内の選考を経て、知事が前条により通知した推薦依頼人数内で受給候補者を決定し、知事が別に定める日までに、前項各号に掲げる書類を添えて受給候補者推薦書（様式第 3 号）を知事に提出するものとする。

（受給者の決定及び交付）

第 7 条 知事は、前条の規定により推薦があった者について審査を行い、受給者を決定する。

- 2 知事は、受給者を決定したときは、交付決定通知書（様式第 4 号）により、大学等の長を通じ、申請者あて通知し、速やかに支援金を交付するものとする。
- 3 前項の規定による支援金の交付は、原則として、受給者が指定する預金口座へ振り込むことにより行うものとする。

（届出）

第 8 条 大学等の長は、交付申請書の記載事項に虚偽が発見された又は受給者としてふさわしくない事実があったと判明したときは、受給者に係る届出書（様式第 5 号）を速やかに知事に届け出なければならない。

（支援金の返納）

第 9 条 知事は、前条の届出書により、受給者が支援金の受給資格を満たさないことが判明した場合、既に交付した支援金を返納させることができるものとする。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 20 日から施行する。